



令和6年度

# 自動車整備士試験日程のご案内

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって延期になる場合があります。

回数 項目	検 定 試 験 (※) 全部免除者申請のみ	第 1 回 試 験 登 録 試 験	第 2 回 試 験 登 録 試 験
実施する 試験の種類	一級小型自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級2輪自動車整備士 三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級2輪自動車整備士 自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士	二級ガソリン自動車学科試験・実技試験 二級ジーゼル自動車学科試験 二級2輪自動車学科試験 三級自動車シャシ学科試験・実技試験 三級自動車ガソリン・エンジン学科試験 三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験 自動車車体学科試験  ※すでに学科合格者で実技試験のみ申請者も含む。	一級小型自動車学科試験(筆記・口述)・実技試験 二級ガソリン自動車学科試験 二級ジーゼル自動車学科試験 二級自動車シャシ学科試験 二級自動車シャシ学科試験 三級自動車ガソリン・エンジン学科試験 三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験 三級2輪自動車学科試験 自動車電気装置学科試験 自動車車体学科試験  ※すでに学科合格者で実技試験のみ申請者も含む。
受付期間	(受付期間) 全部免除者の申請は 随時受付となります。	令和6年8月5日(月)～令和6年8月9日(金)	令和7年1月20日(月)～令和7年1月24日(金)
学科試験日	＊学科・実技試験両方の資格を取得した方は、 上記により申請すること。 (学科試験合格者並びに実技修了者の両資 格を取得している方は、その合格及び修 了日から2年以内に申請しないと失格に なります。)	学科試験日 令和6年10月6日(日)  実技試験受験手数料[学科試験合格後]について 二級ガソリン、三級シャシ学科試験申請者で、学科試験に合格し、実技試験を受験する者は、 次の期間内に本実技試験手数料を整備振興会へ納付すること。 納付期間 令和6年10月28日(月)～令和6年11月1日(金)	学科(筆記)試験日 令和7年3月23日(日) 一級のみ  実技試験受験手数料[学科試験合格後]について 一級小型自動車の学科試験を、上記受付期間内に受験申請した者で、学科試験(口述) 合格後の実技試験を受験するには、次の期間内に本実技試験手数料を整備振興会へ納付 すること。 納付期間 令和7年6月2日(月)～令和7年6月6日(金)
実技試験日		実技試験日 令和7年1月19日(日)	実技試験日 令和7年8月24日(日)

※学科試験は各都道府県で実施されますが、口述・実技試験は、種目などで試験会場が異なりますので、当会教育課へお問い合わせ願います。

●一般社団法人福島県自動車整備振興会教育課

- 福島市吉倉字吉田5 TEL(024) 546-3451(代)
- 郡山支部 須賀川市宮の杜12-7 TEL(0248) 75-4652
- 会津支部 会津若松市館馬町12-18 TEL(0242) 27-0210
- いわき支部 いわき市内郷綴町舟場2-4 TEL(0246) 26-0511

※申請用紙は各支部で無料配布いたします。

(支部受付期間は上記日程の1日前に締切ります。申請書は期間内に提出願います。土曜日・日曜日・祝日は除く)

積極的にチャレンジしよう。

## 受験資格

- 三級……………自動車の整備作業に関し、試験の日の前日において1年以上の実務経験を有する方。
- 二級……………自動車の整備作業に関し、三級整備士合格後、試験の日の前日において3年以上の実務経験を有する方。
- 二級シャシ…自動車の整備作業に関し、三級整備士又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士合格後、試験の日の前日において、2年以上の実務経験を有する方。
- 特殊……………各種種類の自動車の装置の整備作業に関し、試験の日の前日において、2年以上の実務経験を有する方。
- 一級小型……二級の技能検定(二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した日から自動車の整備作業に関し、3年以上の実務の経験を有する方。

## 注意事項

- ・現在所属している事業場での実務経験年数が受験する試験の受験資格を満たさない場合は、以前に勤務していた事業場の代表者より別紙の「実務経験証明書」が必要となります。
- ・登録試験の学科試験および実技試験合格者は、合格年月日から2年以内に検定試験の全部免除申請を行わないと、整備士資格を取得できません。
- ・登録試験合格者で自動車整備振興会等が実施する技術講習を修了された方、整備専門学校等の一種養成施設を修了された方は、修了日から2年以内に検定試験の全部免除申請を行わないと、整備士資格を取得できません。